

土壤汚染対策法の執行過程に関する公共選択分析

代表 川瀬 晃弘(東洋大学経済学部 准教授)

委員 高浜 伸昭(市川市環境部環境保全課 副主幹)

[研究報告要旨]

土壤環境の保全について、2003年に土壤汚染対策法(土対法)が施行された。土壤汚染が存在するかは事前に明らかでない場合が多く、土壤調査の命令発出にあたり、行政官は不確実性下の意思決定に直面する。本研究では、土壤汚染対策法の執行過程における行政官の行動について実証的な分析を行い、結果を2本の研究論文に取りまとめた。

第1章では、調査命令発出率の団体別傾向を探るため、環境省が発行する統計をもとに2010年度から2014年度までの分析を行った。その結果、調査命令の発出率は、全体的に低い水準にあり、0%の団体も相当数存在していることが分かった。また団体を命令発出率の水準によりグループ分けした場合、各グループにおいて継続して命令を発出している団体があること、また期間内に命令発出の執行姿勢を変化させたと思われる団体があることが確認された。これらの分析により、調査命令に関する行政官の判断は団体により異なっており、全国的に統一的な運用が図られているわけではない可能性が示された。

2010年から施行された改正土対法では、法律に基づく調査義務が生じる前であれば、土地所有者等が自主調査を行い、汚染が判明した場合に汚染区域に指定することの申請を行う制度(14条申請)が設けられた。これにより調査命令の審査対象となる土地では、行政命令と自主調査の間に代替的な関係が生じた。そこで、この代替関係が行政官の法執行姿勢に与えた影響を検証するため、第2章では、2010年度から2015年度までの調査命令数に関するパネルデータを構築し、団体別の調査命令発出数の推定を行った。その結果、調査命令の発出数は、2011年度から減少していることが明らかとなった。このことは、行政官が命令発出よりも自主調査を促進する法執行姿勢を有していることを示唆している。また推定では都道府県や政令市、独自の土壤汚染規制条例をもつ団体では、命令発出数が多くなっていることも確認され、これらの団体では、行政官が規制執行に積極的である可能性があることが示された。